「法定相続情報証明制度」を

 利用される方へ



東京家庭裁判所家事第５部

**遺産分割申立手続きで利用できますか？**

　　　　　　　 戸籍に代えて ，

「法定相続情報一覧図」を利用できます。

ただし、被相続人の本籍の記載がない場合、調停調書または審判書に被相続人の本籍が表示されないことがあります。

　　　　　★「法定相続情報一覧図」を利用した場合には，**加えて**次の書類の提出

が必要となります。

**・申立人及び相手方の住民票または戸籍の附票**

※　法定相続情報一覧図に住所が記載されていても必要です。

※　いずれも発行から３ケ月以内のもの。住民票は個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。

　　　【例えば】被相続人の法定相続人が配偶者と子供２人の場合

「法定相続情報一覧図」に加えて

配偶者，長男，長女の

住民票または戸籍の附票

　　　　　被相続人　　　　　配偶者

　 　　　　 長男 長女

※ 事案に応じて，裁判官の指示により上記以外の**書類の追加提出をお願いすることがあります**。

※ 被相続人死亡後に相続人が死亡した場合には，その死亡した相続人を被相続人とした「法定相続情報一覧図」またはその死亡した相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本及び新たに相続人となった者の現在戸籍を提出してください。

※ その他「法定相続情報一覧図」を利用する場合のご不明な点はお尋ねください。